別紙2

論文審査の結果の要旨

20 世紀初頭の中国における教育改革の展開 (1902-1916) ——近代学制の施行と その実態

周 東怡

本論文は、中国に近代教育が導入された 20 世紀初頭における学制(学校制度)の変遷を、(1) これまで指摘されてきた「日本モデル」の再検討、(2)教育現場における科挙廃止の受けとめ方、(3)辛亥革命をまたぐ教育改革の連続性、という三つの論点を軸に、その歴史的意義を総合的に考察しようとした論文である。

論文は、序章と終章を含め全6章からなる。論文本論は、A4版178頁(400字詰め原稿用紙換算約590枚,注を除く)で、注は脚注として付されている。また、本文の後には、附録として清末教育カリキュラムなどを示す表19点(全21頁)が置かれている。巻末には、参考文献目録(全12頁)が付されている。

序章では本論文の目的、問題意識と課題が述べられる。筆者はまず、1902年に公布された「欽定学堂章程」に始まる清末中国の全面的教育改革は、宣統年間(1909-12)における改訂と細目の具体化を経て、辛亥革命以後、民国政府が公布する「壬子・癸丑学制」(1912-13)に発展していったとの見通しを述べ、論文の全体構想を呈示する。その上で、筆者は従来の諸研究を総括し、以下の三つの問題意識を表明する。第一は、清末教育改革における儒教の位置づけに関して、これを「読経講経」科目の設置や日本の教育勅語に相当する「教育宗旨」(1906)の内容に照らして具体的に検証することである。第二は、科挙の廃止が中国社会にどのような衝撃や影響を与えたか、伝統士人の日記を用いてミクロな分析を加え、それよって科挙廃止をはさむ時期の教育現場の実情を具体的に考察することである。第三に、政治体制の大きな変化にもかかわらず、清末の教育改革と民国初期の学制には強い連続性があったことを、小中学校の課程やカリキュラムの変化を通じて実証することである。

以下, そうした課題の第一に答えるのが第一章, 第二に答えるのが第二・三章, 第三に答えるのが第四・五章という構成で本論文は書かれている。

第一章「『欽定学堂章程』と『奏定学堂章程』における『読経講経』科目」では、清末学制改革の初段階として、「欽定学堂章程」および「奏定学堂章程」が重視した「読経講経」科目の設置の意図や背景が分析される。この二つの章程では、四書五経など儒教の経典を教授する「読経講経」科目に、初等・中等教育のかなりの授業時間が割り当てられていた。その背景には「奏定学堂章程」を作成した張之洞ら清朝高官の「中体西用」思想があり、急激な西洋化を抑制し、君主(皇帝)への忠誠心を涵養するという面で、明治日本の「教育勅語」の先例が強く意識されていた。この時期には、教育視察を目的に中国の官僚や士人が多数日本を訪問しており、中国教育改革に対する日本の官民の期待や提言を受けて、日本にならった学制改革が

進められた。これまで中国的特色のある科目と考えられていた「読経講経」科目の 設置においても、実は日本との人的往来や日本側の働きかけが深く作用していたの である。

第二章「科挙の改廃と伝統士人」は、1905年の科挙廃止に遭遇した地方士人の認識や思想、新式教育への態度などを、彼らの遺した日記を通じて、詳細に分析する。山西省太原の挙人劉大鵬、浙江省瑞安の塾師張棡、湖北省武昌師範学堂の学生朱峙三は、地域、年齢、思想、境遇、職業のちがいから、科挙の改革や廃止に対して異なる反応や評価を示した。だが、いずれも生計の必要に迫られて、科挙廃止後の新たな時代に適応しようとしたという点では共通性も多い、と筆者は指摘する。伝統士人といわれる集団は必ずしも一枚岩ではなく、科挙廃止に対する対応も、批判から歓迎までさまざまなバリエーションがあったが、時代の変化を正面から受けとめ、それぞれの環境の中で新時代に適応する努力を重ねっていった教育現場の実情が本章では浮き彫りにされている。

第三章「新式学堂の説立と教育経費をめぐる争い」は、前章に続き、科挙廃止以後の新式教育普及に対する地方士人の対応を個別にあとづけ、彼らの心理的葛藤や適応努力の具体的過程を明らかにする。彼らは、科挙の廃止後ただちに新式教育の知識体系や価値規範を受け入れたわけではない。また、新式学堂の設立にあたっては、所用経費を地域の信仰の場である寺廟の資産から捻出しようとしたため、一部士人や民衆の反発を惹起するといった摩擦も見られた。しかし、地元の人士の後押しを受けて学堂の設立に協力した張棡や生計に迫られてやむなく新式教育に同調した朱峙三の事例が示すように、多くの伝統士人は新旧の価値の溝に苦しみながらも、新たな時代へ向かう姿勢を示した。

第四章「法令を通じた『奏定学堂章程』の修正と改訂」は、清朝最末期の宣統年間における学制改革を扱う。1909-10年に大幅に改訂された小学堂章程は、当時高まりを見せていた立憲運動と呼応して、国民教育の理念を打ち出すとともに、識字率向上のために簡易識字学塾の説立を地方に求めた。これには、1904年に公布された「奏定学堂章程」が実際の教育普及の中で、現実に合致せぬという問題点が多く浮上し、教育界の現場からより合理的な改訂を求められていたとの背景がある。とはいえ、この間清朝が「読経講経」科目を廃止することはなかった。伝統思想を再利用して新式教育の導入を図る意図が、政策執行の側には依然あったからだと筆者は指摘する。

第五章「民国初期の『壬子・癸丑学制』および教育宗旨――清末近代学制との連続性と変化において」では、小学堂の科目設置やカリキュラムを例に挙げて、辛亥革命により成立した中華民国教育部の政策が基本的に清末の学制、とくに1910年の改訂版を継承したもので、両者には政権の交替にもかかわらず、顕著な連続性が見られたと述べる。また、各時期の「教育宗旨」においても、1906年版と1912、1915年版には「尚実」から「実利主義」へ、「尚武」から「軍国民教育」へ、といった強い連続性が看取されると筆者は指摘する。さらに清末「教育

宗旨」の中の「尊孔」「法孔孟」思想は、民国期に唱えられる「公民道徳教育」の理念と、愛国心の涵養という点では共通する面もあった、と旧説を見直す視点を提起する。

終章では各章の内容を総括した上で、(1)清末学制に盛り込まれた「読経講経」科目には、近代教育における儒教的価値の活用という意図があり、明治日本の経験が参照されていたこと、(2)「読経講経」科目は、科挙の廃止にともなう教育制度の大きな転換の中で、旧学になじんだ士人の職業上の受け皿となったこと、

(3)20世紀初頭における中国の学制改革には、立案と実践の間に往復運動があり、政策が実施される過程で制度に絶えず改訂が施され、精緻なものになっていったこと、(4)清末の近代学制と民国初期の学制には、教育理念や制度の面で多くの共通点があり、従来考えられていた以上に連続性が強かったこと、の四点を結論とし、今後の展望として、1924年「壬戌学制」への変化の過程を検証する必要があることを述べる。

以上が本論文の概要である。審査委員会では本論文の成果として,次の諸点が 挙げられた。

第一に,近代中国教育史研究において,清末時期の学制改革の実践を民国以降の国民教育と接続する視点を提示し,それを科目内容や教育理念の面で実証することに成功していることである。従来,専制王朝を打倒した辛亥革命の歴史的画期性を強調するため,清朝末期(とくに宣統年間)における教育改革には十分な関心が払われてこなかったが,本論文は「革命」をはさむ歴史的連続・非連続の諸相をバランスよく記述しており,既往の研究に対する見直しを呈示している。これは,清末立憲運動が民国成立以降の中国の近代化に果たした貢献を客観的に評価する近年の研究動向にも合致するものである。

第二に、中央政府による教育制度の策定と実践を論じるだけでなく、そうした改革に向き合った地方社会の教育現場の変化に着目し、保守・進歩、伝統・近代の二分法では十分に把捉しがたい士人層の動向や反応を具体的に記述、分析したことである。近代中国の過渡期における国家・社会関係の考察は、社会の側の諸史料が不足していることから、実証的な分析には多くの困難がともなうが、筆者は近年公刊された中下層士人の日記を活用することで、科挙廃止に対する受験者の困惑や不満、近代教育導入に必要な資源をめぐる地方社会の紛糾など、多面的な中国社会の姿を浮き彫りにし、中国にとって近代学堂の設置が意味したものを歴史的に考察する手がかりを提供している。

第三に、清朝末期・民国初期の学制改革を東アジアの文脈に広げ、日本との関係の中で考察していることである。これまでも、20世紀初頭の中国における教育改革は「日本モデル」を参照したことがしばしば指摘されてきたが、筆者は「読経」や「尊孔」といった、非日本的要素も実は日本に深く影響された学制改革の理念・制度の一環であり、それは伝統志向というよりは、むしろ伝統を再解釈し

た近代的価値に染められていたことを論文の随所で指摘している。

ただし,以上のような長所をもつ本論文にも問題点が無いわけではない。審査 委員会においては,次の諸点が指摘された。

第一に,筆者は「読経講経」科目の設置が日本に影響され,また「教育宗旨」が日本の教育勅語を強く意識していたことを強調するが,天皇制と結びついた教育勅語と立憲運動の中で進められた中国の学制改革の間には違いや乖離もあったのではないか,そもそも教育勅語の内容を儒教的なものと断定してよいのか,との疑問が出された。

第二に、本論文は 1916 年で記述を終えているが、歴史的連続性からいえば、1924 年に公布される「壬戌学制」との関係で民国初期の「壬子・癸丑学制」の意義が再定義されるべきである。本論文ではそれがなされていないため、筆者が指摘する「実利主義」や「軍国民教育」の歴史的位置づけが不十分になっているとの指摘があった。

第三に、清末の学制改革を担った官僚や士人の姿が明確でなく、たとえば張之洞の死去(1909年)が宣統年間の教育にもたらした影響など、政治史の面から、権力者や改革の担い手が学制改革に果たした役割を明確にすべきである、との意見が出された。さらにこれと関連して、「下層士人」の定義など、伝統中国社会の捉え方にも若干の問題があることが指摘された。

しかしながら、審査委員会は、これらの点は本論文の成果や長所を損なうものではなく、今後の残された課題と受けとめるべきであり、将来の補訂を経て本論文が刊行されれば、この分野での研究を大きく前進させるものであるとの認識で一致した。したがって、審査委員会は、本論文が博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定する。